

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号

**永大産業株式会社**

代表取締役社長 大道正人

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成27年6月24日（水曜日）正午までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所  | 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル<br>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）   |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第81期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第81期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案   | 取締役9名選任の件  |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<http://www.eidai.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げの影響が想定以上に長期化しましたが、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、年度後半からは緩やかな回復基調で推移しました。世界経済においては、米国経済が堅調な回復を見せる一方で、欧州経済が回復の勢いを欠いていることや新興国経済の成長鈍化、さらには地政学的リスクの高まりなど、先行きには不透明感が残りました。

住宅業界におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が長期化したことに加え、円安による原材料価格の上昇や職人不足が建設コストを押し上げるなど、厳しい環境が続きました。当社グループの業績と関連性が強い新設住宅着工戸数は、880千戸（前年度比10.8%減）となりました。

このような状況の中、当社グループでは、将来的に新設住宅着工戸数が減少することを見据え、シニアマーケットや中古住宅・リフォーム市場といった成長市場への取組を強化しました。特に高齢化の加速によって拡大するシニアマーケットへの取組として、シニア世代の身体機能の変化に配慮した「セーフケアプラス」製品群をさらに拡充しました。これらの製品をルーム展示している「大阪ファクトリーギャラリー」で実際に使いやすさを体感いただき、採用件数の増加に繋げることができました。一方、新築市場に向けては、デザインや機能など多様な顧客ニーズを取り入れた新製品の開発に注力しました。

また、社員の提案力を高めるために、建築知識に加え、福祉やリフォームなどに関連する知識の習得を促進しました。ショールームは当社が提案する住空間がイメージしやすい展示に改装し、カタログには多くの施工例を掲載、さらにホームページの情報検索機能を改善するなど、顧客サービスの一層の充実を図りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は63,834百万円（前連結会計年度比3.2%減）、経常利益は2,492百万円（前連結会計年度比39.7%減）、当期純利益は2,567百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

## (住宅資材事業)

### ①シニアマーケット向け「セーフケアプラス」製品群の拡充

シニアマーケットへの対応強化の一環として、フローリングや手摺、室内ドア等の新製品を発売し、販売促進に注力しました。これらの製品を、体感型ショールーム「大阪ファクトリーギャラリー」にルーム展示し、生産工程の見学と合わせて提案することにより、「セーフケアプラス」製品群の浸透に努めました。

### ②新製品による販売シェア拡大

建材分野では、表面化粧材に高級銘木を使用した新製品「森の逸品、銘木フローリング『銘樹』」を発売しました。このラインナップとして、銘木を2mm厚の挽き板として贅沢に使用した「銘樹・ロイヤルセレクション」、素材が引き立つ木肌感が特長の「銘樹・ヌーディーセレクション」、洗練された美しい輝きのある「銘樹・プレシャスセレクション」の3種類を取り揃え、ブランド化を推進しました。

内装システム分野では、室内ドアのデザインにフレンチカントリーやアールヌーボー、新和風等を取り入れた新シリーズ「トラディショナルモード」を発売しました。また、短納期対応の取扱を室内ドアやクロゼット等の寸法特注品にも拡大し、一層のサービス拡充に努めました。

住設分野では、ライフスタイルの多様化に伴って、リビングと調和するインテリアのようなキッチンが求められている傾向に着目し、リビングとの一体感を重視したシステムキッチン「ピアサスS-1 ユーロモード」を発売しました。

当社では、各分野において開発したこれらの高付加価値製品をトータルで提案できる強みを活かすことにより、上質な住空間を実現しました。

### ③グループ生産体制の拡充

永大小名浜株式会社においては、室内ドアや造作材、クロゼットの増産に加え、シューズボックスの生産も開始しました。これによって内装システム製品の生産能力を増強し、当社大阪事業所との連携による東西2拠点体制を強化しました。

Eidai Vietnam Co.,Ltd.では、新製品「銘樹・ロイヤルセレクション」の発売に合わせて挽き板フローリングの生産体制を整備し、生產品目の拡大を図りました。

## (木質ボード事業)

環境保全への取組の一環として、F S C<sup>®</sup>-C o C 認証 (FSC C089410) を取得した素材パーティクルボード、化粧パーティクルボードを発売しました。これらのパーティクルボードは、チップの原材料にF S C 認証材を配合した製品で、化粧パーティクルボードとしては国内初の認証取得となりました。

また、空気環境に配慮した超低ホルムアルデヒドパーティクルボード「リラックス」を基材に使用した製品を、主に文教施設や医療施設といった非住宅向けに提案し、販売を促進しました。

(その他事業)

不動産有効活用事業では、香川県高松市に建設した賃貸マンションの稼働に加え、その他の遊休不動産も賃貸したことで、売上が増加しました。

環境事業では、アスベスト処理工事において遠隔管理システムを導入することにより、安全性をさらに高めるとともに、首都圏における対応エリアを拡大しました。

太陽光発電事業では、平成26年4月から当社山口・平生事業所に設置した太陽光発電システムが稼働しました。

事業別の売上高は以下のとおりであります。

| 区 分           | 第80期<br>前連結会計年度<br>(百万円) | 第81期<br>当連結会計年度<br>(百万円) | 前連結会計年度比<br>増減率 (%) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|
| 住 宅 資 材 事 業   | 58,145                   | 56,927                   | △2.1                |
| 木 質 ボ ー ド 事 業 | 7,739                    | 6,689                    | △13.6               |
| そ の 他 事 業     | 93                       | 217                      | 132.1               |
| 合 計           | 65,977                   | 63,834                   | △3.2                |

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、市場環境の変化に対処するため、新製品製造ラインやグループ内生産体制の見直しを中心とした設備投資を行いました。当連結会計年度における設備投資額は1,708百万円となり、その内訳は、住宅資材事業1,024百万円、木質ボード事業465百万円、その他事業7百万円及び共通部門210百万円であります。

なお、これらの設備投資はすべて自己資金を充当しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の住宅業界におきましては、住宅ストックの余剰や人口・世帯数の減少等を背景に新設住宅着工戸数の減少は避けられないと考えております。住宅資材メーカーである当社グループの業績は、新設住宅着工戸数の影響を大きく受けます。当社グループとしましては今後の厳しい事業環境を見据え、新築住宅に依存した体質からの脱却を図ってまいります。

当社グループでは、縮小が予想されるマーケットにおいても、着実に収益を確保することを目指し、以下の施策に取り組んでまいります。

##### ①シニアマーケットへの対応

高齢化がさらに加速する中、シニアマーケットへの対応を強化するため、より一層の顧客ニーズの掘り起こしと「セーフケアプラス」製品群の拡充を図るとともに、製販一体となった提案に努めてまいります。

##### ②ストック市場への対応

中古住宅・リフォーム市場は、近年、堅調な伸びを見せていることに加え、国の政策支援を背景としてさらに拡大することが見込まれております。これらの市場にも対応するため、新たな発想での新製品開発や効率的な生産体制、効果的な販売体制の構築に取り組んでまいります。

##### ③非住宅市場の開拓

店舗や医療施設などをはじめとする非住宅市場への参入に取り組みます。マーケティングにより得られた顧客ニーズを新製品開発に取り入れるとともに、販売体制やサービス機能の構築に注力してまいります。

##### ④新規販売チャネルの開拓

新たな販売チャネルとして、ホームセンターや量販店、インターネット・通販系市場などの開拓に注力してまいります。

##### ⑤既存市場におけるシェア拡大

多様な顧客層のニーズを取り入れた新製品開発と更なるコスト低減によって、既存市場でのシェア拡大を図ってまいります。特に、賃貸住宅向けの製品開発やサービスにおいては、一層の拡充を図り、積極的な販売活動を展開してまいります。

##### ⑥海外事業の強化

Eidai Vietnam Co.,Ltd.においては、生産効率や品質の向上に取り組むとともに、生産品目の一層の拡大を図ります。さらに、海外事業部の傘下に新設した営業課及びジャカルタ駐在員事務所を中心に、今後の成長が期待されるASEAN諸国で活発なマーケティングを展開し、海外市場の開拓、販売体制の構築を推進してまいります。

### ⑦原材料の価格変動への対応

当社の主要原材料であるフローリング用台板は、海外から調達している比率が高いため、現地価格と為替変動の影響を受けます。これらの価格変動要因に対しては、現地における原木の需給動向等の情報収集に注力しながら、長期的な調達見通しを立てるとともに機動的な対応を実施しております。また、為替の影響を受けない国産材での調達も含め、調達先の拡大や樹種の変更にも取り組んでまいります。

### ⑧多様な人材の活用及び組織の活性化

外部環境が急速に変化していく中で事業活動を継続・発展させていくためには、人材育成とともに、多様な人材が活躍できる企業風土の構築が最も重要であると考えております。性別や年齢、国籍の違いにとどまらず、多様な能力や価値観を持った人材を幅広く採用し活用することによって、組織の活性化を進めてまいります。

以上のような取組により、環境の変化に迅速、機敏に対応すべく、より一層筋肉質な企業体質を構築してまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                        | 第 78 期<br>(平成24年3月期) | 第 79 期<br>(平成25年3月期) | 第 80 期<br>(平成26年3月期) | 第 81 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年3月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                | 59,801               | 61,508               | 65,977               | 63,834                            |
| 経 常 利 益 (百万円)              | 972                  | 2,363                | 4,135                | 2,492                             |
| 当 期 純 利 益 (百万円)            | 612                  | 1,674                | 2,566                | 2,567                             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 金 額 (円) | 13.33                | 36.45                | 55.85                | 55.89                             |
| 総 資 産 (百万円)                | 61,312               | 63,670               | 65,909               | 66,088                            |
| 純 資 産 (百万円)                | 39,395               | 41,176               | 43,353               | 45,932                            |

(注) 第80期からその他事業を新たに区分したことに伴い、第79期の売上高に係る表示方法を変更しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                     | 資本金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                |
|-------------------------|---------|---------|--|
| 永大小名浜株式会社               | 337百万円  | 100.0%  | 素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、内装システム製品の製造・販売 |
| Eidai Vietnam Co., Ltd. | 11百万米ドル | 100.0%  | フローリングの製造                              |

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他重要な関連会社の状況

| 会社名           | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容           |
|---------------|----------|---------|-------------------|
| エヌ・アンド・イー株式会社 | 3,750百万円 | 30.0%   | MD F（中質繊維板）の製造・販売 |

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

| 事業名     | 主な製品   |                                    |
|---------|--|------------------------------------|
| 住宅資材事業  | 建材分野   | フローリング、階段セット、壁材                    |
|         | 内装システム分野   | 室内ドア、造作材、クロゼット、シューズボックス<br>その他内装部材 |
|         | 住設分野   | システムキッチン、洗面台、バス                    |
| 木質ボード事業 | パーティクルボード分野  | 素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード            |
| その他事業   | 不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用）<br>環境事業（アスベスト処理工事、作業環境測定・分析、処理薬剤販売）<br>太陽光発電事業 |                                    |

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

- ① 本社 大阪市住之江区  
② 営業所

| 名 称          | 所 在 地   |
|--------------|---------|
| 東北営業部 仙台営業所  | 仙台市若林区  |
| 東京営業部 東京西営業所 | 東京都立川市  |
| 関東営業部 埼玉営業所  | さいたま市北区 |
| 中部営業部 名古屋営業所 | 名古屋市中区  |
| 大阪営業部 大阪営業所  | 大阪市住之江区 |
| 中四国営業部 広島営業所 | 広島市西区   |
| 九州営業部 福岡営業所  | 福岡市博多区  |
| 東京特販営業部      | 東京都新宿区  |
| 大阪特販営業部      | 大阪市北区   |
| 営業開発部        | 東京都新宿区  |

③ 工場

| 名 称                     | 所 在 地     |
|-------------------------|-----------|
| 山口・平生事業所                | 山口県熊毛郡平生町 |
| 敦賀事業所                   | 福井県敦賀市    |
| 大阪事業所                   | 大阪府堺市     |
| 永大小名浜株式会社               | 福島県いわき市   |
| Eidai Vietnam Co., Ltd. | ベトナム国ハナム省 |

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 1,317 (412) 名 | 34 (88) 名   |

(注) 1. 使用人数は就業者数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。



2. 臨時雇用者数が前連結会計年度末と比べて88名増加した主な理由は、当社における派遣社員の増加及び子会社における契約社員の減少によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|--------|--------|
| 898 (315) 名 | 32(142) 名 | 40.25歳 | 17.38年 |

(注) 1. 使用人数は就業者数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 臨時雇用者数が前事業年度末と比べて142名増加した主な理由は、当社における派遣社員の増加によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,783,800株
- (3) 株主数 2,854名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|---------|---------|
| 永大産業取引先持株会                  | 3,135千株 | 6.82%   |
| 住友林業株式会社                    | 2,306千株 | 5.02%   |
| 大日本印刷株式会社                   | 2,237千株 | 4.87%   |
| 永大産業従業員持株会                  | 1,769千株 | 3.85%   |
| 株式会社りそな銀行                   | 1,640千株 | 3.57%   |
| トーヨーマテリア株式会社                | 1,550千株 | 3.37%   |
| すてきナイスグループ株式会社              | 1,460千株 | 3.18%   |
| 双日建材株式会社                    | 1,349千株 | 2.94%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口) | 1,164千株 | 2.53%   |
| J Kホールディングス株式会社             | 1,100千株 | 2.39%   |

(注) 持株比率は自己株式（836,431株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況  |
|-------------|---------|---|
| 取締役相談役      | 吉川 康 長  |   |
| 代表取締役執行役員社長 | 大道 正 人  |   |
| 取締役専務執行役員   | 木村 康 博  | 事業本部長   |
| 取締役常務執行役員   | 熊沢 衛 司  | 総務部長兼人事部長   |
| 取締役上席執行役員   | 枝園 統 博  | 営業本部長   |
| 取締役上席執行役員   | 植村 正 人  | 経営企画部長  |
| 取締役執行役員     | 田部 忠 光  | 事業本部内装システム事業部長  |
| 取締役執行役員     | 石井 直 樹  | 事業本部建材事業部長  |
| 取 締 役       | 玉 生 靖 人 | 弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士<br>ローム株式会社 社外監査役                     |
| 取 締 役       | 林 光 行   | 公認会計士・税理士 林光行事務所 所長<br>監査法人彌榮会計社 代表社員                 |
| 常 勤 監 査 役   | 三 上 恵 司 |   |
| 常 勤 監 査 役   | 土 居 幸 男 |   |
| 監 査 役       | 今 村 祐 嗣 | 国立大学法人京都大学名誉教授<br>公益社団法人日本木材保存協会会長<br>一般財団法人建築研究協会 理事 |
| 監 査 役       | 櫻 田 典 子 | 弁護士法人三宅法律事務所弁護士                                       |

- (注) 1. 取締役玉生靖人及び取締役林光行の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役今村祐嗣及び監査役櫻田典子の両氏は、社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した会社役員  
当該事項はありません。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                       | 支 給 人 員 ( 名 ) | 支 給 額 ( 百 万 円 ) |
|---------------------------|---------------|-----------------|
| 取 締 役<br>( うち 社 外 取 締 役 ) | 10<br>( 2 )   | 202<br>( 7 )    |
| 監 査 役<br>( うち 社 外 監 査 役 ) | 4<br>( 2 )    | 41<br>( 7 )     |
| 合 計                       | 14            | 243             |

(注) 取締役及び監査役の報酬の限度額は、平成19年6月28日開催の第73回定時株主総会において取締役については「年額3億6,000万円以内」、監査役については「年額6,000万円以内」と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役玉生靖人氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士及びローム株式会社社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・取締役林光行氏は、公認会計士・税理士林光行事務所所長及び監査法人彌榮会計社代表社員を兼職しております。なお、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役今村祐嗣氏は、国立大学法人京都大学名誉教授、公益社団法人日本木材保存協会会長及び一般財団法人建築研究協会理事を兼職しております。当社は平成26年度に学術研究助成のた国立大学法人京都大学へ30万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であるため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。また、当社は公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。なお、一般財団法人建築研究協会と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役櫻田典子氏は、弁護士法人三宅法律事務所弁護士を兼職しております。なお、当社は同法律事務所との間で顧問契約を締結しております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役玉生靖人氏は、平成26年6月26日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社は平成26年6月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指

定しております。

- ・取締役林光行氏は、平成26年6月26日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社は平成26年6月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
- ・監査役今村祐嗣氏は、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に木質科学の専門的見地から議案審議等について必要な発言を適宜行っております。また、当社は平成22年3月に同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
- ・監査役櫻田典子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議・意思決定の適法性を確保するための発言を適宜行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずき監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

| 区 分   | 支払額   |
|---|-------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                        | 34百万円 |
| 2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

(注) ・当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

・Eidai Vietnam Co., Ltd. は、当社の会計監査人と同じKPMGのメンバーファームの監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第21条第2項第3号に基づく手続業務に対し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しております。

なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の全ての役員は、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。この実践のため、「永大産業企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透を図り、横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ②当社は取締役の職務執行を監査する権限を持つ監査役会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

### (2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「永大産業企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- ②これらに基づき、法律や社内規定などの遵守にとどまらず、役員及び使用人の全てが同じ倫理観・価値観を共有し、広く社会に貢献する企業となり、当社の企業価値の向上を図る。
- ③法令を遵守する経営の透明性とコンプライアンスの強化に向けて、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、社長を委員長、顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を設置し、より高い倫理観に基づいた事業活動を行うよう指導する。また、これらの活動は定期的にコンプライアンス委員会に報告されるものとする。
- ④内部監査室は法務コンプライアンス室と連携して各部門の業務活動が法令及び会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを内部監査し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行う。
- ⑤「内部通報者保護規程」に基づき、使用人等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報に対し、適正な処理を行う仕組みを構築する。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行にかかる情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存する。

- ②その取扱いについては「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①「経営危機管理規程」に基づき、あらゆるリスクに備えた損失の未然防止と、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応を図る。
- ②事故発生時には、原則として総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等、専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速な危機の解決並びに回避を図る。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会にて重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規則」、「決裁権限基準」に規定する。
- ②経営方針及び経営戦略にかかわる重要事項については、毎月1回の経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて執行決定を行う。その他、経営陣の意思疎通と情報共有の円滑化のために執行役員会議等を開催し、迅速かつ的確な判断を下す体制を整える。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については「組織職制規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。
- (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①グループ会社における業務の適正を確保するため、当社は「関係会社管理規程」に基づいて永大産業グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
- ②関係会社の経営状態を把握するため、各関係会社を管理する所管部門から、月次決算書を始め経営上の重要な情報を提出させ、関係役員、社長に回覧する。
- ③子会社の監査役は当社監査役又は取締役が監査役を兼務し、かつ、当社監査役が監査を行っており、子会社の内部監査は「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室が定期的実施する。
- ④当社は財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し運用する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人は任命されていないが、監査役に関する庶務事項については監査役の要請に基づいて、総務部長の指示に従い総務部員がこれを担当する。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査



役と協議のうえ、補助すべき使用人に関する体制を整備するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加えて当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事項が発生する可能性、もしくは発生した場合は、その事実があればその都度報告する体制を構築する。

②監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して上記内容の報告を求めることができることとする。

③「内部通報者保護規程」により法務コンプライアンス室に通報された事項に関し、監査役が知るべき内容であれば監査役に情報が提供される体制を整える。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は各部門の往査報告書を関係取締役及び社長に提出し、監査結果を報告することとなっている。また、監査役は定期的に社長と監査内容について話し合い、意見交換を行うこととする。

②社内の重要稟議書は決裁後全て監査役に回付され、問題点があれば関係者に監査役意見として指摘がなされ、監査役意見が実効する仕組みとなっており、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

③監査役は会計監査人及び内部監査室とそれぞれ期初に監査方針、監査計画等を打ち合わせるなど、定期的な会合を含み、緊密な関係を図ることで監査の実効を高めることとする。

④内部監査室は「内部監査規程」に基づき、年間スケジュールに従って各部門の業務内容を監査し、監査結果は必要に応じて監査役に報告されることとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況

①当社は反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等）との関係を一切遮断する旨を、取締役会において決議し宣言している。

②反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を絶対に行わないことを基本とし、排除に向けては、組織的な対応、外部専門機関（警察、顧問弁護士等）との連携及び有事における法的対応を基本原則とする。

③反社会的勢力排除のための体制は、総務部が全社取組みの統括部門となり、各拠点には不当要求防止責任者を選任して所轄の警察署へ届出を行っている。

- ④統括部門では外部専門機関との緊密な連携関係及び情報の収集・管理体制の構築に努めるとともに、「反社会的勢力排除マニュアル」を作成して、組織体制を始め取組みの具体的内容について全従業員への周知徹底を図っている。さらに、取引先の属性チェックや取引基本契約書への暴力団排除条項の導入を一元管理する体制の構築を図っていくものとする。
- ⑤各拠点の不当要求防止責任者は、社内研修や外部機関の講習を受講して所属従業員への啓蒙を推進するとともに、不当要求を受けた際には統括部門と連携を図りながら毅然として対応する任を負う。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は平成20年5月26日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大規模買付行為に関する対応策の内容を決定し、同年6月27日開催の当社定時株主総会における第2号議案、第6号議案を通じて承認されました。

その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会における第3号議案及び平成26年6月26日開催の当社定時株主総会における第5号議案の承認可決を経て更新されております。その概要は以下のとおりであります。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに記載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（参考URL <http://www.eidai.com/profile/data/20140519160001.pdf>）

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### (2) 基本方針実現のための具体的取組

① 当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品の提供に努力を続けています。特に「木を活かし、よりよい暮らしを」の基本理念の下、地球、社会、人との

共生を通じて環境保全に取り組み、サステイナブルな木材資源や廃木材も製品の原材料として利用するなど、木材資源を循環させることによって環境への負荷を低減し、循環型社会の形成に寄与してまいりました。

当社グループの得意とする木質加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチしたマーケット・インの発想に基づく製品の開発に取り組んでおります。さらにベトナムに子会社を設立するなど、海外への事業展開を図り、コスト面の強みを活かした生産品目の拡大に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営の基本的課題であると認識し、その実現のために、経営監視機能の強化、企業倫理の確立、リスクマネジメント体制の構築、アカウンタビリティの充実、そして経営効率の向上に取り組んでおります。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

現プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とするものです。

現プランにおいては、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

(i)当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3)上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

①企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値については株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。

②現プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

- ロ. 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること
- ハ. 株主意思を重視するものであること
- ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示
- ホ. 合理的な客観的発動要件の設定
- ヘ. デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|-------------|--------|---------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )   |        |
| 流 動 資 産     | 48,823 | 流 動 負 債       | 17,238 |
| 現金及び預金      | 9,402  | 買掛金           | 11,667 |
| 受取手形及び売掛金   | 21,313 | 電子記録債務        | 144    |
| 電子記録債権      | 630    | リース債務         | 10     |
| 有価証券        | 3,999  | 未払金           | 3,820  |
| 製品          | 4,537  | 未払費用          | 573    |
| 仕掛品         | 2,231  | 未払法人税等        | 92     |
| 原材料及び貯蔵品    | 4,395  | 未払消費税等        | 367    |
| 繰延税金資産      | 619    | 賞与引当金         | 512    |
| 未収入金        | 1,514  | その他           | 48     |
| その他         | 181    |               |        |
| 貸倒引当金       | △2     |               |        |
| 固 定 資 産     | 17,264 | 固 定 負 債       | 2,917  |
| 有形固定資産      | 11,108 | 繰延税金負債        | 414    |
| 建物及び構築物     | 4,557  | 退職給付に係る負債     | 1,982  |
| 機械装置及び運搬具   | 2,694  | 環境対策引当金       | 42     |
| 土地          | 3,587  | 資産除去債務        | 5      |
| リース資産       | 10     | 負ののれん         | 309    |
| 建設仮勘定       | 64     | 長期預り保証金       | 92     |
| その他         | 194    | その他           | 70     |
| 無形固定資産      | 279    |               |        |
| 投資その他の資産    | 5,876  | 負 債 合 計       | 20,155 |
| 投資有価証券      | 4,500  | ( 純 資 産 の 部 ) |        |
| 出資金         | 6      | 株 主 資 本       | 44,136 |
| 長期前払費用      | 597    | 資 本 金         | 3,285  |
| 繰延税金資産      | 177    | 資 本 剰 余 金     | 1,370  |
| その他         | 614    | 利 益 剰 余 金     | 39,638 |
| 貸倒引当金       | △19    | 自 己 株 式       | △157   |
|             |        | その他の包括利益累計額   | 1,796  |
|             |        | その他有価証券評価差額金  | 1,559  |
|             |        | 為替換算調整勘定      | 430    |
|             |        | 退職給付に係る調整累計額  | △194   |
|             |        | 純 資 産 合 計     | 45,932 |
| 資 産 合 計     | 66,088 | 負 債 純 資 産 合 計 | 66,088 |

# 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    |        |
|----------------|--------|--------|
| 売上高            |        | 63,834 |
| 売上原価           | 47,536 |        |
| 売上総利益          |        | 16,298 |
| 販売費及び一般管理費     | 14,049 |        |
| 営業利益           |        | 2,248  |
| 営業外収益          |        |        |
| 受取利息           | 35     |        |
| 受取配当金          | 87     |        |
| 仕入割引           | 40     |        |
| 為替差益           | 134    |        |
| 違約金収入          | 30     |        |
| 負債のれん償却額       | 29     |        |
| 持分法による投資利益     | 11     |        |
| 雑収入            | 84     | 453    |
| 営業外費用          |        |        |
| 売上割引           | 138    |        |
| 雑損             | 71     | 209    |
| 経常利益           |        | 2,492  |
| 特別利益           |        |        |
| 固定資産売却益        | 0      |        |
| 受取補償金          | 1      | 1      |
| 特別損失           |        |        |
| 固定資産除却損        | 38     | 38     |
| 税金等調整前当期純利益    |        | 2,455  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 197    |        |
| 法人税等調整額        | △310   | △112   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |        | 2,567  |
| 当期純利益          |        | 2,567  |

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

|                                | 株 主 資 本          |              |                  |                   |            |
|--------------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|
|                                | 資本金              | 資本<br>剰余金    | 利益<br>剰余金        | 自己<br>株式          | 株主資本<br>合計 |
| 当連結会計年度期首残高                    | 3,285            | 1,370        | 37,606           | △157              | 42,103     |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額           |                  |              | 360              |                   | 360        |
| 会計方針の変更を反映した<br>当連結会計年度期首残高    | 3,285            | 1,370        | 37,966           | △157              | 42,464     |
| 当連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                         |                  |              | △895             |                   | △895       |
| 当期純利益                          |                  |              | 2,567            |                   | 2,567      |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度中の変動額(純額) |                  |              |                  |                   |            |
| 当連結会計年度中の変動額合計                 | —                | —            | 1,671            | —                 | 1,671      |
| 当連結会計年度末残高                     | 3,285            | 1,370        | 39,638           | △157              | 44,136     |
|                                | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 純資産<br>合計  |
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |            |
| 当連結会計年度期首残高                    | 1,132            | 278          | △161             | 1,249             | 43,353     |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額           |                  |              |                  |                   | 360        |
| 会計方針の変更を反映した<br>当連結会計年度期首残高    | 1,132            | 278          | △161             | 1,249             | 43,713     |
| 当連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                         |                  |              |                  |                   | △895       |
| 当期純利益                          |                  |              |                  |                   | 2,567      |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 426              | 152          | △32              | 546               | 546        |
| 当連結会計年度中の変動額合計                 | 426              | 152          | △32              | 546               | 2,218      |
| 当連結会計年度末残高                     | 1,559            | 430          | △194             | 1,796             | 45,932     |



# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 永大小名浜株式会社  
Eidai Vietnam Co.,Ltd.

#### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 永大スタッフサービス株式会社  
永大テクノサポート株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 1社
- ・ 会社の名称 エヌ・アンド・イー株式会社

#### ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 会社の名称 永大スタッフサービス株式会社  
永大テクノサポート株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Eidai Vietnam Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ロ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ハ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ニ. デリバティブ 時価法
- ホ. たな卸資産
- ・製品、仕掛品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ・原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。  
ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産  
（リース資産を除く） 定額法を採用しております。  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ハ．リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ．長期前払費用
- 均等償却しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ．貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ．賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ．環境対策引当金
- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB処理費用等の支出に備えるため、今後発生することとなる支出見込額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ．ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建仕入債務
- ハ．ヘッジ方針
- 為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ．ヘッジ有効性の評価方法
- 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。
- ⑤ のれんの償却に関する事項
- 平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんは、その効果の発現する期間にわたって均等に償却することとしております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度で一括償却しております。

## ⑥ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## ⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が360百万円減少し、利益剰余金が同額増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

37,924百万円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 46,783千株      | 一千株          | 一千株          | 46,783千株     |

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

##### (i) 平成26年6月26日開催の第80回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 597百万円
- ・1株当たり配当額 13.0円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月27日

##### (ii) 平成26年11月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 298百万円
- ・1株当たり配当額 6.5円
- ・基準日 平成26年9月30日
- ・効力発生日 平成26年12月12日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年6月25日開催予定の第81回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 298百万円
- ・1株当たり配当額 6.5円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の必要な資金の大部分を自己資金にて充当しており、一時的な余裕資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券並びに業務上の関係を有する企業の株式、その他有価証券であり、市場価格を有するものは、その変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、債務の一部に対し相場に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計処理基準に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、各営業部門及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、国債、地方債及びコマーシャルペーパーを中心として、有価証券運用管理規程に従い運用しております。

デリバティブ取引については、実需の営業債務に係る先物為替予約取引に限定しているため、信用リスクはないものと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた運用ガイドラインに従い、担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。なお、連結子会社にデリバティブ取引はありません。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

|                  | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金       | 9,402               | 9,402       | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 21,313              | 21,313      | —           |
| (3) 電子記録債権       | 630                 | 630         | —           |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 | 7,893               | 7,893       | —           |
| 資産計              | 39,239              | 39,239      | —           |
| (1) 買掛金          | 11,667              | 11,667      | —           |
| (2) 電子記録債務       | 144                 | 144         | —           |
| (3) 未払金          | 3,820               | 3,820       | —           |
| 負債計              | 15,632              | 15,632      | —           |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、金銭信託及びコモディティペーパーは短期間で償還されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 606              |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金            | 9,402         | —                    | —                     | —             |
| 受取手形及び売掛金         | 21,313        | —                    | —                     | —             |
| 電子記録債権            | 630           | —                    | —                     | —             |
| 有価証券及び投資有価証券      |               |                      |                       |               |
| 満期保有目的の債券         |               |                      |                       |               |
| (1) 国債・地方債等       | —             | —                    | —                     | —             |
| (2) 社債            | —             | —                    | —                     | —             |
| (3) その他           | 3,000         | —                    | —                     | —             |
| その他有価証券のうち満期があるもの |               |                      |                       |               |
| (1) 債券(社債)        | —             | —                    | —                     | —             |
| (2) その他           | 1,000         | —                    | —                     | —             |
| 合計                | 35,346        | —                    | —                     | —             |



## 6. 賃貸等不動産に関する注記

金額的な重要性に乏しいため記載を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 999円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 55円89銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は23百万円減少し、法人税等調整額が79百万円、その他有価証券評価差額金が63百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が6百万円減少しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|------------------------|--------|-------------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 )            |        | ( 負 債 の 部 )             |        |
| 流 動 資 産                | 45,401 | 流 動 負 債                 | 15,940 |
| 現 金 及 び 預 金            | 7,837  | 買 掛 金                   | 10,949 |
| 受 取 手 形                | 5,532  | リ ー ス 債 務 金             | 10     |
| 電 子 記 録 債 権            | 630    | 未 払 金                   | 3,599  |
| 売 掛 金                  | 14,643 | 未 払 費 用                 | 486    |
| 有 価 証 券                | 3,999  | 未 払 法 人 税 等             | 47     |
| 製 品                    | 4,416  | 未 払 消 費 税 等             | 337    |
| 仕 掛 品                  | 1,894  | 預 り 金                   | 42     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 3,622  | 賞 与 引 当 金               | 463    |
| 前 払 費 用                | 151    | そ の 他                   | 2      |
| 繰 延 税 金 資 産            | 590    |                         |        |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金      | 432    |                         |        |
| 未 収 入 金                | 1,641  |                         |        |
| そ の 他                  | 10     |                         |        |
| 貸 倒 引 当 金              | △2     |                         |        |
| 固 定 資 産                | 15,469 | 固 定 負 債                 | 1,979  |
| 有 形 固 定 資 産            | 8,274  | 繰 延 税 金 負 債             | 414    |
| 建 物                    | 3,154  | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,356  |
| 構 築 物                  | 332    | 環 境 対 策 引 当 金           | 42     |
| 機 械 及 び 装 置            | 1,458  | 資 産 除 去 債 務 金           | 5      |
| 車 両 運 搬 具              | 20     | 長 期 預 り 保 証 金           | 92     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 169    | 長 期 未 払 金               | 67     |
| 土 地                    | 3,071  | 負 債 合 計                 | 17,919 |
| リ ー ス 資 産              | 10     | ( 純 資 産 の 部 )           |        |
| 建 設 仮 勘 定              | 58     | 株 主 資 本                 | 41,392 |
| 無 形 固 定 資 産            | 249    | 資 本 金                   | 3,285  |
| 借 地 権                  | 15     | 資 本 剰 余 金               | 1,357  |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 228    | 資 本 準 備 金               | 1,357  |
| そ の 他                  | 5      | 利 益 剰 余 金               | 36,906 |
| 投 資 其 他 の 資 産          | 6,945  | 利 益 準 備 金               | 256    |
| 投 資 有 価 証 券            | 4,013  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 36,650 |
| 関 係 会 社 株 式            | 965    | 別 途 積 立 金               | 31,400 |
| 出 資 金                  | 6      | 特 別 償 却 準 備 金           | 82     |
| 関 係 会 社 出 資 金          | 873    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 5,167  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 216    | 自 己 株 式                 | △157   |
| 従 業 員 に 対 する 長 期 貸 付 金 | 78     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,559  |
| 長 期 前 払 費 用            | 282    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,559  |
| そ の 他                  | 529    | 純 資 産 合 計               | 42,951 |
| 貸 倒 引 当 金              | △19    | 負 債 純 資 産 合 計           | 60,870 |
| 資 産 合 計                | 60,870 |                         |        |

# 損 益 計 算 書

（自 平成26年 4月 1日  
至 平成27年 3月 31日）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額    |        |
|-------------------------|--------|--------|
| 売 上 高                   |        | 61,584 |
| 売 上 原 価                 | 46,447 |        |
| 売 上 総 利 益               |        | 15,136 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 13,509 |        |
| 営 業 利 益                 |        | 1,627  |
| 営 業 外 収 益               |        |        |
| 受 取 利 息                 | 45     |        |
| 受 取 配 当 金               | 87     |        |
| 受 取 賃 貸 料               | 9      |        |
| 仕 入 割 引                 | 40     |        |
| 為 替 差 益                 | 155    |        |
| 違 約 金 収 入               | 30     |        |
| 雑 収 入                   | 67     | 436    |
| 営 業 外 費 用               |        |        |
| 売 上 割 引                 | 124    |        |
| 雑 損 失                   | 70     | 195    |
| 経 常 利 益                 |        | 1,868  |
| 特 別 利 益                 |        |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 0      | 0      |
| 特 別 損 失                 |        |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 38     | 38     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 1,830  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 46     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △340   | △294   |
| 当 期 純 利 益               |        | 2,125  |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |       |          |         |         |         |
|---------------------|-------|-------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 |          |         |         |         |
|                     |       | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         |         | 利益剰余金合計 |
|                     |       |       |       | 別途積立金    | 特別償却準備金 | 繰越利益剰余金 |         |
| 当期首残高               | 3,285 | 1,357 | 256   | 31,400   | 92      | 3,568   | 35,316  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |       |       |       |          |         | 360     | 360     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 3,285 | 1,357 | 256   | 31,400   | 92      | 3,928   | 35,677  |
| 当期変動額               |       |       |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当              |       |       |       |          |         | △895    | △895    |
| 当期純利益               |       |       |       |          |         | 2,125   | 2,125   |
| 特別償却準備金の取崩          |       |       |       |          | △9      | 9       |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |       |       |       |          |         |         |         |
| 当期変動額合計             | —     | —     | —     | —        | △9      | 1,238   | 1,229   |
| 当期末残高               | 3,285 | 1,357 | 256   | 31,400   | 82      | 5,167   | 36,906  |

|                     | 株主資本 |        | 評価・換算差額等     | 純資産合計  |
|---------------------|------|--------|--------------|--------|
|                     | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 |        |
| 当期首残高               | △157 | 39,802 | 1,132        | 40,934 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |      | 360    |              | 360    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △157 | 40,162 | 1,132        | 41,295 |
| 当期変動額               |      |        |              |        |
| 剰余金の配当              |      | △895   |              | △895   |
| 当期純利益               |      | 2,125  |              | 2,125  |
| 特別償却準備金の取崩          |      |        |              |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |      |        | 426          | 426    |
| 当期変動額合計             | —    | 1,229  | 426          | 1,656  |
| 当期末残高               | △157 | 41,392 | 1,559        | 42,951 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券  
・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
・時価のないもの 移動平均法による原価法

### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- デリバティブ 時価法

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、仕掛品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ③ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く） 定率法を採用しております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。
- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く） 定額法を採用しております。  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産  
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 均等償却しております。

## (5) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

### ④ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB処理費用等の支出に備えるため、今後発生することとなる支出見込額を計上しております。

## (6) 重要なヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務

### ③ ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

### ④ ヘッジ有効性の評価方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

- (7) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が360百万円減少し、繰越利益剰余金と同額増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 33,258百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |           |
| 短期金銭債権                          | 202百万円    |
| 短期金銭債務                          | 1,429百万円  |
| (3) 取締役及び監査役に対する金銭債務            |           |
| 長期金銭債務                          | 67百万円     |

## 4. 損益計算書に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 売上高        | 0百万円      |
| 材料有償支給高    | 1,650百万円  |
| 営業費用       | 12,194百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 13百万円     |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

|      |       |
|------|-------|
| 普通株式 | 836千株 |
|------|-------|

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 繰延税金資産（流動）            |                |
| 繰越欠損金                 | 382百万円         |
| 賞与引当金                 | 152百万円         |
| たな卸資産評価損              | 7百万円           |
| 未払事業税                 | 7百万円           |
| 賞与引当金の法定福利費           | 22百万円          |
| その他                   | 16百万円          |
| 計                     | <u>590百万円</u>  |
| 繰延税金資産（固定）            |                |
| 繰越欠損金                 | 107百万円         |
| 退職給付引当金               | 112百万円         |
| 減損損失                  | 2百万円           |
| その他                   | 5百万円           |
| 繰延税金負債（固定）との相殺        | <u>△227百万円</u> |
| 計                     | <u>－百万円</u>    |
| 繰延税金負債（固定）            |                |
| その他有価証券評価差額金          | 601百万円         |
| 資産除去債務                | 0百万円           |
| 特別償却準備金               | 39百万円          |
| 繰延税金資産（固定）との相殺        | <u>△227百万円</u> |
| 計                     | <u>414百万円</u>  |
| 繰延税金資産の純額             | <u>175百万円</u>  |
| 一時差異等のうち税効果を適用しなかったもの |                |
| 関係会社株式評価損             | 362百万円         |
| 退職給付引当金               | 325百万円         |
| 投資有価証券評価損             | 163百万円         |
| その他                   | 139百万円         |



- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 法定実効税率               | 35.6%        |
| (調整)                 |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.4%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.9%        |
| 一時差異のうち税効果を適用しなかったもの | △58.9%       |
| 住民税の均等割額             | 2.5%         |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 3.5%         |
| その他                  | 0.5%         |
| 計                    | <hr/> △16.1% |

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1百万円減少し、法人税等調整額が64百万円、その他有価証券評価差額金が63百万円、それぞれ増加しております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 934円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 46円26銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉形 圭 右<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川井 一 男<sup>㊟</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉形 圭 右<sup>㊟</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各事業所及び各営業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 8 日

永大産業株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 三 | 上 | 恵 | 司 | ⓐ |
| 常勤監査役 | 土 | 居 | 幸 | 男 | ⓐ |
| 社外監査役 | 今 | 村 | 祐 | 嗣 | ⓐ |
| 社外監査役 | 櫻 | 田 | 典 | 子 | ⓐ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき金6円50銭 総額は298,657,899円

なお、中間配当金として1株につき金6円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金13円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日



## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------|---|------------|
| 1     | 大 道 正 人<br>(昭和26年4月5日生)  | 昭和49年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社事業本部建材事業部長<br>平成15年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長<br>平成16年6月 当社取締役事業本部建材事業部長<br>平成19年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長<br>平成20年6月 当社取締役常務執行役員事業本部建材事業部長<br>平成21年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長<br>平成23年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長<br>平成24年6月 当社代表取締役執行役員社長<br>平成27年4月 当社代表取締役執行役員社長兼事業本部長（現任） | 71,000株    |
| 2     | 熊 沢 衛 司<br>(昭和28年6月26日生) | 昭和51年4月 ㈱大和銀行（現㈱りそな銀行）入行<br>平成15年6月 同行堂島支店長<br>平成16年10月 当社総務部長兼法務コンプライアンス室長<br>平成18年6月 当社執行役員総務部長兼法務コンプライアンス室長<br>平成19年6月 当社取締役執行役員総務部長兼法務コンプライアンス室長<br>平成21年7月 当社取締役執行役員総務部長<br>平成22年4月 当社取締役執行役員総務部長兼人事部長<br>平成23年4月 当社取締役常務執行役員総務部長兼人事部長（現任）                                   | 68,000株    |
| 3     | 枝 園 統 博<br>(昭和37年3月1日生)  | 昭和59年3月 当社入社<br>平成16年4月 当社営業本部東京特販営業部長<br>平成21年4月 当社事業本部建材事業部長兼資材部長<br>平成22年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長<br>平成23年4月 当社上席執行役員事業本部建材事業部長<br>平成23年6月 当社取締役上席執行役員事業本部建材事業部長<br>平成24年4月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長<br>平成24年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長（現任）   | 19,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況   | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------|--|------------|
| 4     | 植村正人<br>(昭和31年11月12日生)           | 昭和54年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行<br>平成16年10月 同行東久留米支店長<br>平成19年10月 当社経営企画部長<br>平成22年6月 当社執行役員経営企画部長兼法務コンプライアンス室長<br>平成22年10月 当社執行役員経営企画部長<br>平成23年4月 当社上席執行役員経営企画部長<br>平成23年6月 当社取締役上席執行役員経営企画部長(現任)          | 44,000株    |
| 5     | 田部忠光<br>(昭和39年4月25日生)            | 昭和62年3月 当社入社<br>平成21年4月 当社事業本部内装システム事業部長<br>平成25年6月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長<br>平成26年6月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長(現任)  | 6,000株     |
| 6     | 石井直樹<br>(昭和39年9月13日生)            | 昭和62年3月 当社入社<br>平成21年4月 当社営業本部東京特販営業部長<br>平成24年4月 当社事業本部建材事業部長<br>平成25年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長<br>平成26年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長(現任)  | 5,000株     |
| 7     | たまきやすひと<br>玉生靖人<br>(昭和13年10月4日生) | 昭和39年4月 弁護士登録<br>昭和39年4月 御堂筋法律事務所(昭和46年仁藤・菅生・米原法律事務所を改称) パートナー<br>平成13年6月 ローム株式会社社外監査役(現任)<br>平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員<br>平成26年6月 当社社外取締役(現任)  | 0株         |
| 8     | はやしみつゆき<br>林光行<br>(昭和23年6月28日生)  | 昭和48年11月 監査法人榮光会計事務所(現新日本有限責任監査法人) 入所<br>昭和53年8月 公認会計士・税理士 林光行事務所 所長(現任)<br>平成12年1月 大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所 民事調停委員就任(現任)<br>平成21年10月 京都地方裁判所 専門委員就任(現任)<br>平成23年1月 監査法人彌榮会計社設立 代表社員(現任)<br>平成26年6月 当社社外取締役(現任) | 0株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況  | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|---|------------|
| 9     | ※<br>こ じま たか ひろ<br>小 島 孝 弘<br>(昭和41年1月25日生) | 昭和63年3月 当社入社<br>平成21年7月 当社営業本部東京営業部長<br>平成25年4月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長<br>平成25年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京営業部長<br>平成26年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長<br>(現任) | 11,000株    |

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 候補者のうち、玉生靖人氏及び林光行氏は、社外取締役候補者であり、両氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。

(1) 玉生靖人氏

法曹界における豊富な経験と見識を当社の経営に反映していただけるものと期待し、当社のガバナンス機能の強化を図るため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 林 光行氏

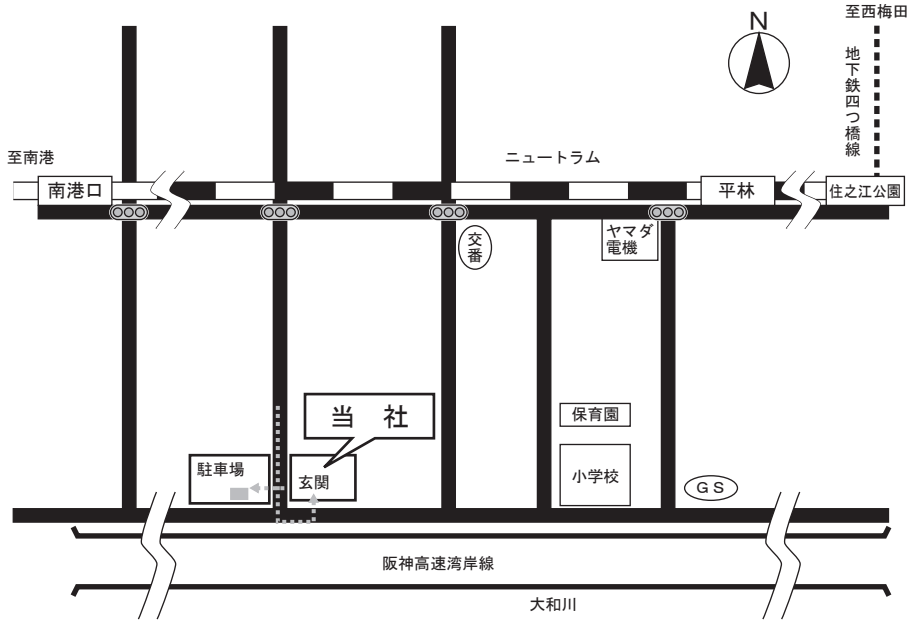
公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識を当社の経営に反映していただけるものと期待し、当社のガバナンス機能の強化を図るため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 玉生靖人氏及び林光行氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、在任期間は、両氏とも1年となります。  
5. 当社は、玉生靖人氏及び林光行氏と間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
6. 当社は、玉生靖人氏及び林光行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

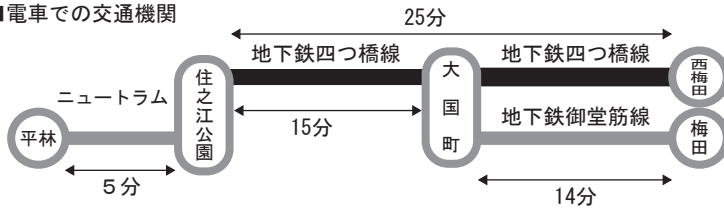
以上

# 株主総会会場ご案内図

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル



## ■ 電車での交通機関



平林駅より徒歩15分